

第 1 1 0 号議案

中野区立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 5 年 1 1 月 2 7 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

施設の使用料の額並びに利用料金及び使用料の限度額を改定するとともに、令和 6 年 7 月 1 日から当分の間のスポーツ施設に係る使用料の額等の特例措置を定める必要がある。

中野区立公園条例の一部を改正する条例

中野区立公園条例（昭和33年中野区条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 8 令和6年7月1日から当分の間、別表第3の規定の適用については、同表中「5,800円」とあるのは「2,900円」とし、別表第5(1)の表の規定の適用については、同表中「3,600円」とあるのは「1,800円」と、「1,000円」とあるのは「500円」と、「1,100円」とあるのは「600円」と、「10,900円」とあるのは「5,500円」と、「16,300円」とあるのは「8,200円」と、「22,200円」とあるのは「11,100円」と、「43,000円」とあるのは「21,500円」と、「5,800円」とあるのは「2,900円」とし、別表第5(2)の表の規定の適用については、同表中「900円」とあるのは「500円」と、「500円」とあるのは「300円」とし、別表第5(3)の表の規定の適用については、同表弓道場の項中「200円」とあるのは「100円」と、同表野球場の項中「1,600円」とあるのは「800円」と、同表庭球場の項中「300円」とあるのは「200円」と、同表多目的運動広場の項中「1,300円」とあるのは「700円」とする。

別表第3学習室の項中「500円」を「400円」に改め、同表多目的運動場の項中「6,500円」を「5,800円」に改める。

別表第5(1)の表野球場の項中「4,000円」を「3,600円」に改め、同表庭球場の項中「1,100円」を「1,000円」に改め、同表弓道場の項中「1,210円」を「1,100円」に、「12,100円」を「10,900円」に、「18,100円」を「1

「6,300円」に、「24,700円」を「22,200円」に、「47,800円」を「43,000円」に改め、同表集会場の項中「700円」を「600円」に改め、同表体験学習室Aの項中「1,300円」を「1,200円」に改め、同表体験学習室Bの項中「900円」を「800円」に改め、同表体験学習室Cの項中「500円」を「400円」に改め、同表多目的運動広場の項中「6,500円」を「5,800円」に改める。

別表第5(2)の表中「1,000円」を「900円」に、「600円」を「500円」に改める。

別表第5(3)の表中「1,800円」を「1,600円」に、「1,400円」を「1,300円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前に中野区立公園条例別表第3に掲げる有料施設（多目的運動場を除く。）について施行日以後に係る使用の承認を行う場合の使用料並びに施行日前に同条例別表第5(1)の表に掲げる有料施設（野球場、庭球場、弓道場、自動車駐車場及び多目的運動広場を除く。）について施行日以後に係る使用の承認を行う場合の利用料金及び使用料の限度額については、改正後の別表第3（多目的運動場の項に係る規定を除く。）及び別表第5(1)の表（野球場の項、庭球場の項、弓道場の項、自動車駐車場の項及び多目的運動広場の項に係る規定を除く。）の規定を適用した額とする。
- 3 施行日前に中野区立公園条例別表第3に掲げる有料施設（学習室

を除く。)について改正後の附則第8項に規定する期間に係る使用の承認を行う場合の使用料並びに施行日前に同条例別表第5(1)の表に掲げる有料施設(集会場、自動車駐車場、体験学習室A、体験学習室B及び体験学習室Cを除く。)、同条例別表第5(2)の表に掲げる附属施設及び同条例別表第5(3)の表に掲げる附属設備について同項に規定する期間に係る使用の承認を行う場合の利用料金及び使用料の限度額については、改正後の別表第3(学習室の項に係る規定を除く。以下同じ。)、別表第5(1)の表(集会場の項、自動車駐車場の項、体験学習室Aの項、体験学習室Bの項及び体験学習室Cの項に係る規定を除く。以下同じ。)、別表第5(2)の表及び別表第5(3)の表の規定に改正後の附則第8項の規定を適用した場合の改正後の別表第3及び別表第5(1)の表から別表第5(3)の表までの規定を適用した額とする。